

みんなで支える 国保と介護保険

国民健康保険

わたしたちは、ふだん健康であっても、いつ、どこで病気になったりけがをするかわかりません。国民健康保険は、加入者のみなさんがお金（保険税）を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費などにあてる「相互扶助」を目的とした助け合い制度です。

介護保険

現在、高齢化は急速に進み、介護を必要とする方は増加し続けています。一方、核家族化や少子化により、家族だけで介護していくことは難しくなっています。介護保険は、みんなで支えあう制度です。介護保険料の納付にご協力ください。

●65歳以上の方の介護保険料の納付方法は、次のとおりです。

年金の受給額が年間18万円以上の方	昭和13年4月1日以前に生まれた方	年金の確定支払い（年6回）の際に保険料があらかじめ天引きされます。（特別徴収）
	昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までに生まれた方	7月から9月までの3回は納付書で納め（普通徴収）、10月から年金確定支払いの際に、保険料があらかじめ天引きされます。（特別徴収）
・年金の受給額が18万円未満の方 ・老齢福祉年金、遺族年金、障害者年金のみを受給している方		納付書で納めます。（普通徴収）

※年度の途中で65歳になる方・光町に転入された方へ

- この場合16年度の保険料は月割りで計算し、納付することになります。
- また、翌年（平成17年）9月までは納付書で納め、年金受給額が年間18万円以上の方は、平成17年10月から保険料が天引きされます。

●介護保険は40歳から納めます。

国保に加入の方は…

40歳未満の人



医療保険分の国保税のみを納付します。

40～64歳の人 (介護保険第2号被保険者)



医療保険分と介護保険分の額をあわせて国保税として納付します。

65歳以上の人 (介護保険第1号被保険者)



医療保険分の国保税と分けて介護保険料を別に納付します。